

2024年度 SDGs 未来都市等選定 に係るQ & A

令和6年1月19日時点

第1版

1. 制度全般	1
1. SDGs未来都市・自治体SDGsモデル事業の選定はいつまで行うのか。	1
2. SDGs未来都市に選定されたが自治体SDGsモデル事業に選定されなかった場合、提案したモデル事業は実施する必要があるか。また、フォローアップはなされるか。	1
3. SDGs未来都市選定後に自治体が策定する計画の内容如何。	1
4. フォローアップはどのような形式で行われるのか。	1
5. 自治体SDGsモデル事業補助金の補助期間は何年か。	2
6. 同一年度に複数の提案はできるか。	2
7. 自治体SDGsモデル事業は提案せず、SDGs未来都市に応募することは可能か。	2
8. 提案様式にある「全体マネジメント・普及啓発等経費」及び「事業実施経費」の双方を記載する必要があるか。	2
9. 既選定都市において提案された内容と同一又は類似の提案については、選定対象外となるのか。	2
10. 2023年度選定からの変更内容如何。	3
2. 都市選定	3
11. 選定基準の「II. 1. 4（自治体SDGsの推進に向けた取組の実現可能性）」及び「II. 2. 1（5）自治体SDGsモデル事業の実現可能性」について、記載する必要があるか。	3
12. KPIは、SDGsの指標（インディケーター）に準ずる必要があるか。また、地方創生推進交付金申請時に記載するKPIと合わせた方が良いか。	3
13. 地方創生推進交付金申請予定事業は、提案様式に複数記載してもよいか。	3
14. 選択するゴール、ターゲットの数について基準はあるか。	3
15. ターゲットの設定は必須か（該当するターゲットがない場合がある）。	4
16. 「ロジックモデル」及び「インパクト評価」の記載は必須か。	4
17. 定額補助の対象事業について、どこに記載すればよいか。	4
18. 提案様式1の「1. 全体計画」と「2. 自治体SDGsモデル事業」の書き分けが難しい。内容が重複しても良いか。	4
19. 提案様式1の「1. 3（1）各種計画への反映」は、応募のタイミングで各自自治体の計画に明記されている必要があるか。また、SDGsという文言が明記されていなくても、SDGsに資すると判断した計画を明記しても良いか。	5
20. 提案様式1の「2. 1（3-1）統合的取組の事業名（自治体SDGs 補助金対象事業）」の欄の「（取組概要）」はどの程度の詳細を記載すべきか。	5
21. 提案様式1の「2. 1（3-2）三側面をつなぐ統合的取組による相乗効果等（新たに創出される価値）」の項目は何を書けばいいのか。	5
22. 提案様式1の「2. 1（3-2）三側面をつなぐ統合的取組による相乗効果等（新たに創出される価値）」の相乗効果について、双方向すべて記載する必要があるか。	6
23. ステークホルダーの活動（取組・事業）を記載してもいいか。	6
24. 提案様式3の「記載内容と留意事項」の「事業イメージ」について、それぞれの事項の記載方法如何。	6
25. 提案書提出後に、提案内容の変更、または誤字等が発覚した場合は、提案書を差し替えることは可能か。	6
26. 市区町村が提案を提出する際、都道府県を通じて提出する必要があるか。	6
27. 検討会の役割は。	6
28. 環境モデル都市、環境未来都市に選定されている都市には加点要素があるのか。	7
29. SDGsに関し、これまで取り組んできた自治体が、選定において有利な扱いとなるのか。	7
30. SDGs未来都市は、160点満点で30都市程度を選定するのか。（または、選定基準の「1 全体計画」のみで評価するのか）。	7
31. 1つの項目でも記載が不足している場合、ただちに選定対象外となるか。	7
32. 提案様式1の記載内容が50頁を超えてしまった場合、ただちに選定対象外となるか。	7
33. ヒアリングはいつ、どのように行うのか。	8
34. ヒアリング対象外となった場合、ただちにSDGs未来都市としての選定対象外となるのか。	8
35. 既存の取組を発展させる形で、自治体SDGsモデル事業を組成することは可能か。新規取組に限るのか。	8
36. 応募時点において民間企業を含むステークホルダーとの連携について、どの程度合意している必要があるか。	8
37. 海外の主体との連携について、具体的に想定しているものはあるか。	8
38. SDGs未来都市等の提案に関し、提案自治体において情報公開（提案の有無など）を行うことは可能か。	8

39.	受付期間中の事前相談は受け付けるのか。	9
40.	不採択の場合も提案書類は公表されるのか。	9
41.	SDGs達成に向けた自治体の取組とはどのようなものか、教えてほしい。	9
3.	既にSDGs未来都市に選定された都市からの提案	9
42.	既にSDGs未来都市に選定された都市は、新たに提案することができるのか。	9
43.	提案に当たっては、改めて「全体計画」及び「自治体SDGsモデル事業」を作成する必要があるのか。 10	
44.	「自治体SDGsモデル事業」について、前回と同内容の提案を行ってもよいか。	10
4.	自治体SDGsモデル事業、地方創生推進事業費補助金（自治体SDGsモデル事業補助金）	10
45.	自治体SDGsモデル事業の例としてどのようなものを想定しているか。	10
46.	地方創生支援事業費補助金（自治体SDGsモデル事業補助金）（以下、「補助金」）について、どのような事業が対象となるのか。	10
47.	自治体SDGsモデル事業のうち、各側面における個々の取組事業については補助金の対象外となるのか。 11	
48.	いつ予算計上した事業が補助金の対象となるのか。	11
49.	事業の一部を自治体の自主財源で実施し、補助金の交付決定後に補正予算により補助金で残りの事業を実施することは可能か。	11
50.	地方公共団体の特別会計や企業会計から財源が拠出される自治体SDGsモデル事業についても補助対象となるか。	11
51.	自治体SDGsモデル事業の実施に当たって補助金は選定初年度から活用しなくてもいいか。	11
52.	補助金の繰越は可能か。	12
53.	一度、本補助金の対象となった自治体に対して、再度、同補助金が交付されることはあるか。	12
54.	補助事業はいつから着手できるか。	12
55.	共同提案がモデル事業に選定された場合、補助金はどの自治体に交付されるか。	12
56.	共同提案の場合は、全ての申請自治体において事業予算の措置が必要か。	12
57.	既存施設の賃貸料や維持管理費も補助金の対象経費となるか。	12
58.	特定の個人や個別企業に対する助成は、補助金の対象経費となるか。	12
59.	既存設備の撤去に係る工事費は補助対象となるか。	13
60.	公用車の購入費等は補助対象となるか。	13
61.	設備をリースにより導入することは可能か。	13
62.	補助金を任意の基金の積立金に使用することは可能か。	13
63.	自治体SDGsモデル事業に選定されなかったSDGs未来都市に対して、資金支援はないのか。 ..	13
64.	事業者等に一括委託とする経費については、原則として補助金の対象外とする理由如何。	13
65.	「一括委託」の判断基準如何。	13
66.	一括委託と判断された場合、直ちに自治体SDGsモデル事業の選定対象外となるのか。	14
67.	補助金の自治体負担分にふるさと納税（企業版含む）を活用することは可能か。	14
68.	補助金を自治体から事業者に交付し、補助金の自治体負担部分（事業実施経費の2分の1）を事業者 に負担させることは可能か。	14
5.	地方創生推進交付金	14
69.	地方創生推進交付金の弾力措置の対象となる事業は、提案様式1の「2. 自治体SDGsモデル事業」の 提案に含まれていた事業に限定されるか。	14
70.	本弾力措置に係る地方創生推進交付金及び地域再生計画の申請スケジュール如何。	14

1. 制度全般

1. SDG s 未来都市・自治体SDG s モデル事業の選定はいつまで行うのか。

- ・SDG s 未来都市の選定については、デジタル田園都市国家構想総合戦略のKPIとして記載されているとおり、2024年度末までに、累計210都市の選定を行うこととしている。
- ・2024年度以降については、今後検討することとしている。

2. SDG s 未来都市に選定されたが自治体SDG s モデル事業に選定されなかった場合、提案したモデル事業は実施する必要があるか。また、フォローアップはなされるか。

- ・SDG s 未来都市の提案内容を基にSDG s 未来都市計画を策定し取組の推進をいただくため、自治体SDG s モデル事業に選定されなかった場合においても、自治体SDG s モデル事業への提案内容を含めSDG s の推進に向けた取組は積極的に実施されることが望ましい。
- ・自治体SDG s モデル事業に選定されなかったSDG s 未来都市についても、計画策定や進捗評価に係る自治体SDG s 推進評価・調査検討会（以下、「検討会」）の委員や自治体SDG s 推進関係省庁タスクフォース（以下、「タスクフォース」）からの助言等により、技術的なフォローアップを行う予定である。

3. SDG s 未来都市選定後に自治体が策定する計画の内容如何。

- ・SDG s 達成に向けた取組に関するSDG s 未来都市計画（3か年）を策定いただく。
- ・また、自治体SDG s モデル事業に選定された都市については、SDG s 達成に向けた取組に関する計画及び自治体SDG s モデル事業の計画を策定いただく。
- ・既選定都市の計画は、内閣府HPに掲載しているので、ご参考とされたい。

内閣府HP：<https://www.chisou.go.jp/tiiki/kankyo/index.html>

4. フォローアップはどのような形式で行われるのか。

- ・各都市の計画に基づく取組について、年度ごとに、進捗評価シートに基づき、検討会において進捗評価を行う。

- ・既選定都市の進捗評価シートについては内閣府HPに掲載しているので、ご参考とされたい。なお、進捗評価シートについては見直しが行われることがあることにご留意いただきたい。

5. 自治体SDGsモデル事業補助金の補助期間は何年か。

- ・自治体SDGsモデル事業選定年度における単年度である。

6. 同一年度に複数の提案はできるか。

- ・同一年度において、1つの都道府県又は市区町村が、単独提案・共同提案に関わらず、複数の提案者となることはできない。

7. 自治体SDGsモデル事業は提案せず、SDGs未来都市に応募することは可能か。

- ・SDGs未来都市とは、SDGsの理念に沿った基本的・総合的取組を推進しようとする都市・地域の中から、特に、経済・社会・環境の三側面における新しい価値創出を通して持続可能な開発を実現するポテンシャルが高い都市・地域として選定されるものである。
- ・自治体SDGsモデル事業のない提案を妨げるものではないが、選定基準を確認いただき、自治体SDGsモデル事業について半分の配点があることをご留意いただきたい。

8. 提案様式にある「全体マネジメント・普及啓発等経費」及び「事業実施経費」の双方を記載する必要があるか。

- ・必要である。
- ・提案事業は、普及展開に係る「全体マネジメント・普及啓発等経費」と具体的なモデル事例の形成に資する「事業実施経費」の双方の要素を含む事業である必要がある。

9. 既選定都市において提案された内容と同一又は類似の提案については、選定対象外となるのか。

- ・既選定都市の提案内容と、同じ又は類似であることをもって提案をただちに選定対象外となるものではない。

- ・選定基準に基づき、検討会において評価されるものである。

10. 2023年度選定からの変更内容如何。

- ・様式の一部文言追記・修正を行った。

2. 都市選定

11. 選定基準の「Ⅱ. 1. 4（自治体SDGsの推進に向けた取組の実現可能性）」及び「Ⅱ. 2. 1（5）自治体SDGsモデル事業の実現可能性」について、記載する必要があるか。

- ・選定基準と提案様式はそれぞれの目的が異なるため、記載事項等が異なっていることに留意されたい。選定基準の「1. 4」及び「2. 1（5）」は当該項目の評価・採点の視点を踏まえて提案全体を見て、評価することとなる。なお、提案様式の中で、検討会の委員が評価できるように記載することをお勧めする。

12. KPIは、SDGsの指標（インディケーター）に準ずる必要があるか。また、地方創生推進交付金申請時に記載するKPIと合わせた方が良いか。

- ・SDGsの指標は設定したゴール及びターゲットに基づき、各地域の状況に応じた適切な指標を設定いただきたい。
- ・本提案のKPIと地方創生推進交付金のKPIを合わせる必要はない。それぞれの趣旨に合わせて、記載いただきたい。
- ・検討会から地方創生SDGsローカル指標リストが公表されているため、参考とされたい。

<https://www.chisou.go.jp/tiiki/kankyo/kaigi/suisinhyouka.html>

13. 地方創生推進交付金申請予定事業は、提案様式に複数記載してもよいか。

- ・複数の取組に対して記載することは可能である。但し、SDGs未来都市に選定された場合、地方創生推進交付金の申請事業数の上限枠外として申請が可能となるのは1事業である。

14. 選択するゴール、ターゲットの数について基準はあるか。

- ・地域の状況に応じて、優先的なゴール・ターゲットを適切に選択いただきたい。

なお、三側面すべてに 1 つ以上設定する必要があることにご留意されたい。

15. ターゲットの設定は必須か（該当するターゲットがない場合がある）。

- ・地域の状況に応じて、優先的なターゲットを選択いただきたい。
- ・ゴールやターゲットの設定が選定基準「1. 1（3）」にも含まれる点を留意されたい。

16. 「ロジックモデル」及び「インパクト評価」の記載は必須か。

- ・「ロジックモデル」及び「インパクト評価」の記載は必須ではない。ただし、「ロジックモデル」とは、取組からインパクトまで整理したものであり、取組がどのような効果影響をもたらすか、整理することに有用であるため、今回の募集から紹介させていただく。また、「インパクト評価」については、取組の変化・効果を評価することにおいて有用であり、将来、取組を評価する方法の参考として紹介させていただく。

17. 定額補助の対象事業について、どこに記載すればよいか。

- ・提案様式1の「2. 自治体SDGsモデル事業」、「1. 2（2）情報発信」または「1. 2（3）全体計画の普及展開性」に記載いただきたい。

18. 提案様式1の「1. 全体計画」と「2. 自治体SDGsモデル事業」の書き分けが難しい。内容が重複しても良いか。

- ・提案様式1の「記載内容と留意事項」に記載のとおり、「1 全体計画」部分への記載内容と、「2 自治体SDGsモデル事業」部分への記載内容については、重複した記載とならないようご留意いただきたい。なお、「2. 自治体SDGsモデル事業」では記載要領・選定基準を参考に、自治体SDGs補助金を活用する予定の特に注力する事業を特出しして記載いただきたい。
- ・「2. 自治体SDGsモデル事業、2.1 自治体SDGsモデル事業での取組提案」の「（1）課題・目標設定と取組の概要」の「（自治体SDGsモデル事業名）」と、「（3）三側面をつなぐ統合的取組、（3-1）統合的取組の事業名（自治体SDGs補助金対象事業）」の「（統合的取組の事業名）」については、その事業名が同じになることを妨げるものではないが、伝わりにくくなる可能性があることをご留意いただきたい。

19. 提案様式1の「1. 3 (1) 各種計画への反映」は、応募のタイミングで各自治体の計画に明記されている必要があるか。また、SDGsという文言が明記されていなくても、SDGsに資すると判断した計画を明記しても良いか。
- ・提案様式1の「記載内容と留意事項」に記載のとおり、今後の反映予定についても記載可能である。
 - ・SDGsや持続可能な開発目標といった文言がない計画は位置づけが不明であることから、貴自治体内において当該計画がSDGsに資すると整理したもののみ記載されたい。
20. 提案様式1の「2. 1 (3-1) 統合的取組の事業名(自治体SDGs補助金対象事業)」の欄の「(取組概要)」はどの程度の詳細を記載すべきか。
- ・自治体SDGs補助金を活用して行う事業の概要について過不足なく記載されたい。なお、当該項目について、自治体SDGs補助金以外の資金を活用して実施する三側面をつなぐ統合的取組を記載することを妨げるものではない。
21. 提案様式1の「2. 1 (3-2) 三側面をつなぐ統合的取組による相乗効果等(新たに創出される価値)」の項目は何を書けばいいのか。
- ・同様式「2. 1 (3-2-1) 経済⇔環境」のうち「(経済→環境)」であれば、同様式「2. 1 (3-1) 統合的取組の事業名(自治体SDGs補助金対象事業)」の欄に記載した取組を実施し、「経済面」の取組を推進することにより、「環境面」の取組に生じる相乗効果(新たに創出される価値)を記載すること。
 - ・なお、提案様式1の「記載内容と留意事項」において、下記のとおり記載しているため、ご参考とされたい。
 - ・例えば、「経済→環境」については、(3-1)で設定した三側面をつなぐ統合的取組を実施し、(2)で設定した経済面(環境面)の取組が推進されることにより、環境面(経済面)の取組に生じる効果(トレードオフの緩和及びシナジー効果)について、記載すること。
例：〇〇〇(三側面をつなぐ統合的取組に)の活用により、経済面の〇〇〇の取組が改良・改善され、環境面において〇〇〇の増加という相乗効果(新しい価値)が創出される。

22. 提案様式1の「2. 1 (3-2) 三側面をつなぐ統合的取組による相乗効果等（新たに創出される価値）」の相乗効果について、双方向すべて記載する必要があるか。

- ・相乗効果は三側面の双方向すべてから測られるものであることから、すべて記載されたい。

23. ステークホルダーの活動（取組・事業）を記載してもいいか。

- ・特段妨げるものではないが、貴自治体がどのように関係しているかを記載されたい。

24. 提案様式3の「記載内容と留意事項」の「事業イメージ」について、それぞれの事項の記載方法如何。

- ・提案様式3の「記載内容と留意事項」を確認されたい。
- ・なお、様式3の記載ぶりは「記載内容と留意事項」に示すものに限るものではないことを付言する。

25. 提案書提出後に、提案内容の変更、または誤字等が発覚した場合は、提案書を差し替えることは可能か。

- ・締切前であれば差し替えは可能である。但し、締切後の差し替えは一切認めない。最後に提出いただいたものを採用する。

26. 市区町村が提案を提出する際、都道府県を通じて提出する必要があるか。

- ・提案の提出に当たっては、都道府県を介する必要はない。

27. 検討会の役割は。

- ・検討会は、SDG s 未来都市等の透明性、公平性、中立性を高めるため、SDG s 未来都市等の選定基準の検討、SDG s 未来都市等の選定案の作成に資する客観的評価及びSDG s 未来都市等の選定後の評価等に関する事項について調査及び検討を行い担当大臣に助言することを任務とする。また、SDG s 未来都市等の推進のため、SDG s 未来都市が策定するSDG s 未来都市計画（自治体SDG s モデル事業を含む）（以下「未来都市計画」という。）及び広域連携SDG s モデル事業選定団体が策定する広域連携SDG s モデル事業計画（以下「事業計画」という。）の策定時、さらに未来都市計画及び事業計画に基づく取組実施

時において、助言その他の支援を行うための企画立案等を行う。

28. 環境モデル都市、環境未来都市に選定されている都市には加点要素があるのか。

- ・環境モデル都市・環境未来都市であった事実が選定に当たって有利となることはない。
- ・SDGs未来都市は、どの自治体も一から公平に評価されるものである。

29. SDGsに関し、これまで取り組んできた自治体が、選定において有利な扱いとなるのか。

- ・選定基準に記載のとおり、評価の視点は「2030年のあるべき姿の実現に向け、選定後の3年間実施する取組が、包括的かつ戦略的であり、具体的に記載されているか」「地域の実態を踏まえた実現可能な取組となることが具体的に記載されているか」であり、既存の取組が優先されるわけではない。

30. SDGs未来都市は、160点満点で30都市程度を選定するのか。（または、選定基準の「1全体計画」のみで評価するのか）。

- ・SDGs未来都市及び自治体SDGsモデル事業の選定推薦案の作成に当たっては、検討会において選定基準に則った点数及び参考意見並びにヒアリング結果により、総合的に判断されるものと思料する。

31. 1つの項目でも記載が不足している場合、ただちに選定対象外となるか。

- ・様式の記載事項は、選定を行うために必要な事項であり、すべて記入して提出されることが望ましい。
- ・選定に当たって選定推薦案を作成するのは有識者による検討会であり、その観点から事務局は責任をもってお答えする立場にないが、事務局による外形要件による整理においては、記載事項の不足は考慮する要件となるものと予想される。

32. 提案様式1の記載内容が50頁を超えてしまった場合、ただちに選定対象外となるか。

- ・提案に際しては、過度に冗長な記載や総花的な記載は避けるべきである。
- ・それを踏まえてもなお頁数を超過してしまう場合、直ちに失格となることは想定していないが、事務局による外形要件による整理においては、冗長な表記は考慮

する要件となるものと予想される。

33. ヒアリングはいつ、どのように行うのか。

- ・ヒアリング実施は、4月中旬頃を想定している。
- ・これまでの選定同様、1団体 20～25分程度の中で、10分程度のプレゼンテーション及び15分程度の質疑応答をしていただくことを想定している。

34. ヒアリング対象外となった場合、ただちにSDGs未来都市としての選定対象外となるのか。

- ・ヒアリング対象外となった場合、ただちに選定対象外となるものではない。
- ・検討会の委員により、SDGs未来都市として適格性の評価がされ、選定候補が検討される。

35. 既存の取組を発展させる形で、自治体SDGsモデル事業を組成することは可能か。新規取組に限るのか。

- ・本事業は、経済・社会・環境の統合的な取組により相乗効果をもたらす取組を推進しており、既存の取組を発展させることは十分に考え得る。
- ・但し、既存の取組と全く同じ事業に補助金を充当することはできない。

36. 応募時点において民間企業を含むステークホルダーとの連携について、どの程度合意している必要があるか。

- ・合意の程度について、当事務局が指定することはない。提案者の判断において記載いただきたい。
- ・但し、自治体SDGsモデル事業として採択された際に、提案内容と相当程度異なる事業を行うことはできない。

37. 海外の主体との連携について、具体的に想定しているものはあるか。

- ・具体的に想定しているものはないが、連携のテーマや形態は自治体ごとに様々であると考えている。

38. SDGs未来都市等の提案に関し、提案自治体において情報公開（提案の有無など）を行うことは可能か。

- ・提案の有無についての情報公開は各自自治体の判断によるものとする。ただし、情報公開の時期は、提案募集締切後とする。

- ・なお、ヒアリングの有無など選定プロセスに係る事項については公開することはできない。

39. 受付期間中の事前相談は受け付けるのか。

- ・提出前の相談は受け付けるが、募集要領に記載のとおり、提出後は受け付けない。
- ・但し、当事務局は提案内容に関与しないことから、事業内容への助言等を行わない。

40. 不採択の場合も提案書類は公表されるのか。

- ・募集要領のとおり、原則公表することとしているが、非公表を希望する場合は、自治体の希望に応じて、非公表とする。

41. SDGs達成に向けた自治体の取組とはどのようなものか、教えてほしい。

- ・2030年までのSDGsの達成に向けて2030年時点でのあるべきまちの姿を描き、そこから逆算して現在どういう取組を推進していくかを考える発想である。
- ・詳細は「『地方創生に向けた自治体SDGs推進の在り方』コンセプト取りまとめ」を参照いただきたい。

https://www.chisou.go.jp/tiiki/kankyo/pdf/sdgs_concept.pdf

3. 既にSDGs未来都市に選定された都市からの提案

42. 既にSDGs未来都市に選定された都市は、新たに提案することができるのか。

- ・既にSDGs未来都市に選定された都市については、単独又は他の既未来都市と共同で、自治体SDGsモデル事業にのみ提案できる。
- ・自治体SDGsモデル事業に選定された都市は、いずれにも提案できない。

都市	種別	相手方	SDGs未来都市	自治体SDGsモデル事業
未来都市	単独提案	—	×	○
	共同提案	未選定都市	×	×
		未来都市	×	○
		モデル都市	×	×
モデル	いずれにも提案することはできない。			

都市	
----	--

(凡例)

未選定都市：SDGs未来都市、自治体SDGsモデル事業にも選定されていない都市

未来都市：SDGs未来都市に選定された都市

モデル都市：SDGs未来都市及び自治体SDGsモデル事業に選定された都市

43. 提案に当たっては、改めて「全体計画」及び「自治体SDGsモデル事業」を作成する必要があるのか。

- ・必要である。
- ・提案書類提出時点での「SDGs未来都市計画」を基本とし、2025年までの期間とする計画を作成することになる。

44. 「自治体SDGsモデル事業」について、前回と同内容の提案を行ってもよいか。

- ・可能である。
- ・前回と同一内容を再度提案することは、妨げない。

4. 自治体SDGsモデル事業、地方創生推進事業費補助金（自治体SDGsモデル事業補助金）

45. 自治体SDGsモデル事業の例としてどのようなものを想定しているか。

- ・SDGsの理念に沿った統合的取組により、経済・社会・環境の三側面における新しい価値創出を通して持続可能な開発を実現するポテンシャルが高い先導的な取組であって、多様なステークホルダーとの連携を通し、地域における自律的好循環が見込める事業を想定している。
- ・特に例は示していないが、2018年度～2023年度選定自治体SDGsモデル事業の例を内閣府HPに掲載しているため、ご参考とされたい。

46. 地方創生支援事業費補助金（自治体SDGsモデル事業補助金）（以下、「補助金」）について、どのような事業が対象となるのか。

- ・「補助金に係る取扱い」に記載の通り、モデル事業のうち、SDGsの達成に向けて、経済、社会及び環境の三側面を不可分のものとして調和させ、統

合的に取り組むことにより相乗効果を創出し、自律的好循環の形成に資する先進的で他のモデルとなる事業及びその取組や成果等について国内外へ普及啓発を行う事業を対象とする。

47. 自治体SDGsモデル事業のうち、各側面における個々の取組事業については補助金の対象外となるのか。

- ・対象外である。
- ・Q45で記載の通り、補助対象事業は、三側面をつなぐ統合的取組を求める。
- ・各側面における個々の取組事業等については、自主財源又は各省庁の支援制度等を活用いただきたい。

48. いつ予算計上した事業が補助金の対象となるのか。

- ・本補助金の目的である新たなモデルとなる事業を作り出すという観点から、既に一般財源等による支出が意思決定されている事業については、補助事業の趣旨に合わないとする。
- ・また、予算計上の際は、本補助金の特定財源を見込んで予算計上がなされることが望ましい。
- ・なお、補助金交付決定は2024年7月下旬頃を予定している。

49. 事業の一部を自治体の自主財源で実施し、補助金の交付決定後に補正予算により補助金で残りの事業を実施することは可能か。

- ・既に自治体で実施を意思決定した事業の事業費を、本補助金で代替することはできない。

50. 地方公共団体の特別会計や企業会計から財源が拠出される自治体SDGsモデル事業についても補助対象となるか。

- ・特別会計等から財源が拠出される自治体SDGsモデル事業も、補助対象となる。

51. 自治体SDGsモデル事業の実施に当たって補助金は選定初年度から活用しなくてもいいか。

- ・自治体SDGsモデル事業選定年度に活用する必要がある。
- ・補助対象年度は、交付決定年度の1年度のみである。
- ・また、補助対象は、交付決定から交付決定年度内に執行される予定の事業を対象とする。

52. 補助金の繰越は可能か。

- ・ 自然災害等の不測の事態を除き、繰越することはできない。

53. 一度、本補助金の対象となった自治体に対して、再度、同補助金が交付されることはあるか。

- ・ 同一の自治体に複数回、本補助金を交付することはない。

54. 補助事業はいつから着手できるか。

- ・ 補助金交付決定日以降である。
- ・ 交付決定前に、支出負担行為に当たる契約等を行うことはできない。

55. 共同提案がモデル事業に選定された場合、補助金はどの自治体に交付されるか

- ・ 補助金は、対象経費に対して交付するため、共同提案者であるいずれの自治体にも交付することが可能である。
- ・ なお、複数の自治体に対して交付を希望する場合は、交付先ごとに補助対象経費を明確にしておく必要がある。
- ・ 詳細については、別途選定後に個別に相談されたい。

56. 共同提案の場合は、全ての申請自治体において事業予算の措置が必要か。

- ・ 自治体SDGsモデル事業、同事業における補助対象事業のいずれも、必ずしも必要ではない。
- ・ 例えば、共同提案する自治体のうち、ある自治体については職員による人的な協力により事業を実施する場合などが考えられる。

57. 既存施設の賃貸料や維持管理費も補助金の対象経費となるか。

- ・ 地方公共団体が当然負担すべき経常的経費については原則的に対象外である。ただし、自治体SDGsモデル事業として新たに価値を創造する取組を運営するための賃貸料等についてはこの限りではないと考える。

58. 特定の個人や個別企業に対する助成は、補助金の対象経費となるか。

- ・ ただちに判断することは難しいが、自治体SDGsモデル事業として新たに価値を創造する取組を運営するために必要な経費であれば、対象となり得る。

- ・なお、補助金を充当した特定の個人や個別企業においても、3年間のモデル事業の運営に協力することが求められ、検討会の委員等による進捗管理やモデル事業として外部からの視察等に対応いただくことになる。

59. 既存設備の撤去に係る工事費は補助対象となるか。

- ・取扱いに記載の「用地の取得や造成に要する経費」の類似と判断されるため、既存設備の撤去は補助対象外である。

60. 公用車の購入費等は補助対象となるか。

- ・取扱いに記載の「地方公共団体が当然備えているべき車両」と判断されるため、公用車の購入費等は補助対象外である。

61. 設備をリースにより導入することは可能か。

- ・リースによる設備導入は可能である。但し、基本的にはモデル事業の3年間、リースを継続する必要があるところ、本補助金が充当できるのは1年目のみであることに留意されたい。

62. 補助金を任意の基金の積立金に使用することは可能か。

- ・本補助金を基金の積立金に充当することはできない。

63. 自治体SDGsモデル事業に選定されなかったSDGs未来都市に対して、資金支援はないのか。

- ・本補助金による支援は予定していない。
- ・なお、他省庁等における支援制度については内閣府HPで公表される「令和5年度地方創生に資するSDGs関連予算調査」を参考されたい。

64. 事業者等に一括委託とする経費については、原則として補助金の対象外とする理由如何。

- ・SDGsの推進については、地方公共団体自らが主体となって事業に取り組むべきであることから「一括委託」については、対象外とするものである。

65. 「一括委託」の判断基準如何。

- ・例えば、計画策定、事業構想の策定等事業の根幹に関わる内容を想定している。ただし、同過程において、提案者による主体的かつ能動的な関与が見込まれる場合は、必ずしも「一括委託」と判断されるものではない。

- ・例えば、高度な専門性が求められる工事の設計等、直接の調達が困難な場合は、「一括委託」に該当しないと考える。

66. 一括委託と判断された場合、直ちに自治体SDGsモデル事業の選定対象外となるのか。

- ・直ちに選定対象外となるものではないが、事務局による整理及び検討会による評価において考慮・反映されるものとする。

67. 補助金の自治体負担分（ふるさと納税（企業版含む））を活用することは可能か。

- ・ふるさと納税については、自治体の財源であるため、制度の趣旨に反しない限りは、自治体の判断による活用は妨げない。ただし、企業版ふるさと納税については、活用できる補助金が指定されており、活用不可である。

68. 補助金を自治体から事業者に交付し、補助金の自治体負担部分（事業実施経費の2分の1）を事業者負担させることは可能か。

- ・補助金については、自治体が発行する事業に対して交付するものであり、補助金の自治体負担部分（事業実施経費の2分の1）を事業者負担させることはできない。

5. 地方創生推進交付金

69. 地方創生推進交付金の弾力措置の対象となる事業は、提案様式1の「2. 自治体SDGsモデル事業」の提案に含まれていた事業に限定されるか。

- ・地方創生推進交付金の弾力措置に係る適用要件として「申請事業が『SDGs未来都市計画』の中に位置付けられた事業であること」としているところ、当該措置の対象事業は「2. 自治体SDGsモデル事業」の提案事業に限定するものではない。

70. 本弾力措置に係る地方創生推進交付金及び地域再生計画の申請スケジュール如何。

- ・スケジュール等については、別途選定都市宛に通知する。
- ・なお、地方創生推進交付金及び地域再生計画については、各所管担当より発出される交付金事務連絡及び計画事務連絡に沿って別途申請が必要であり、SDGs未来都市の提案様式をもって代えられるものではない。